



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 17 2004年02月26日

中国「知的財産権税関保護条例」の新条例施行について

「知的財産権税関保護条例」の新条例が、中国国務院令第395号として2003年12月2日に公布され、2004年3月1日より施行となります。

1995年10月01日現行条例の施行後7年間においては、中国税関による検査は約7,000回実施され、知的財産権侵害に該当する案件が約3,300件、その侵害総額が人民元約5億4千万円であったとの取締役成果が発表されました。しかし、現行条例の実施において①税関に対する制限が多い、②税関及び知的財産権主管部門の二重処罰の虞れ、③知的財産権者の供託金負担が大きい、④知的財産権者の調査権が十分に保障されない等、多くの問題がありました。

今般、世界貿易機関(WTO)加盟後に国内外から条例の改正を求める声に応えるために、中国国務院はこれらの問題点を考慮して、新条例を2003年11月26日に承認したものです。

新条例の主な改正点は次の通りである。

記

1. 異議申立による執行妨害の排除並びに税関調査権の拡大

明らかな権利侵害貨物に係る税関取締執行に対する荷受人又は出荷人の異議申立による執行妨害を排除するため、新条例では、荷受人又は出荷人はその貨物が知的財産権を侵害しないと主張し異議申立するときは、書面の説明及び関係証拠を提出しなければならないと改めた。

また、税関が貨物を差し押さえた日から30日(稼働日)以内にその貨物が知的財産権を侵害しているか否かを調査し認定しなければならない、認定できないときは直ちに書面にて知的財産権利者に通知しなければならない。認定できず且つ差し押さえた日から50日(稼働日)以内に人民法院から執行協力の通知を受けなかった場合に限り、その貨物の通関を許可しなければならないと改めた。

2. 保護申請手続きの緩和

知的財産権者は、税関に侵害嫌疑ある貨物の差押を請求するときは、その貨物の輸出入港の税関に申請すれば、事前に税関総署に知的財産権税関保護の届出を提出する必要がない。

また、届出の有効期間及び更新期間は現行の7年から10年とした。

更に、税関は侵害状況に基づき、知的財産権者が提供する担保金を決定できるように、現行条例に規定した担保金の決定基準(輸入貨物のCIF価格又は輸出貨物のFOBと同額)が撤廃された。また、知的財産権者の提供する担保金が貨物の等価に相当する金額を超えてはならないと改めた。

3. 関係機関の間における権利衝突の回避

当事者が権利侵害嫌疑ある貨物に対する税関の差押に争議があるときは、知的財産権者は差し押さえた貨物について人民法院に侵害行為停止の命令又は財産保全の措置を請求することができ、税関は人民法院の命令を受けた場合は協力しなければならない。

従って、知的財産権主管部門又は人民法院による貨物の権利侵害有無の認定については、税関において再び行わない。

4. 世界貿易機関との調和並びに知的財産権者の権益の保障

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)に合わせて、新条例では、知的財産権者は税関の同意を得て関係貨物を調べることができ、税関は知的財産権侵害貨物を没収した後、当該権利侵害貨物の関連情報を知的財産権者に書面にて通知しなければならないと新たな規定を増設した。

更に、個人が携帯する若しくは郵送による輸出入の権利侵害貨物に対する税関の調査手続きを簡略化した。権利侵害貨物の処分に係る規定を増設した。

以上

出典（「中国知識産権報」）